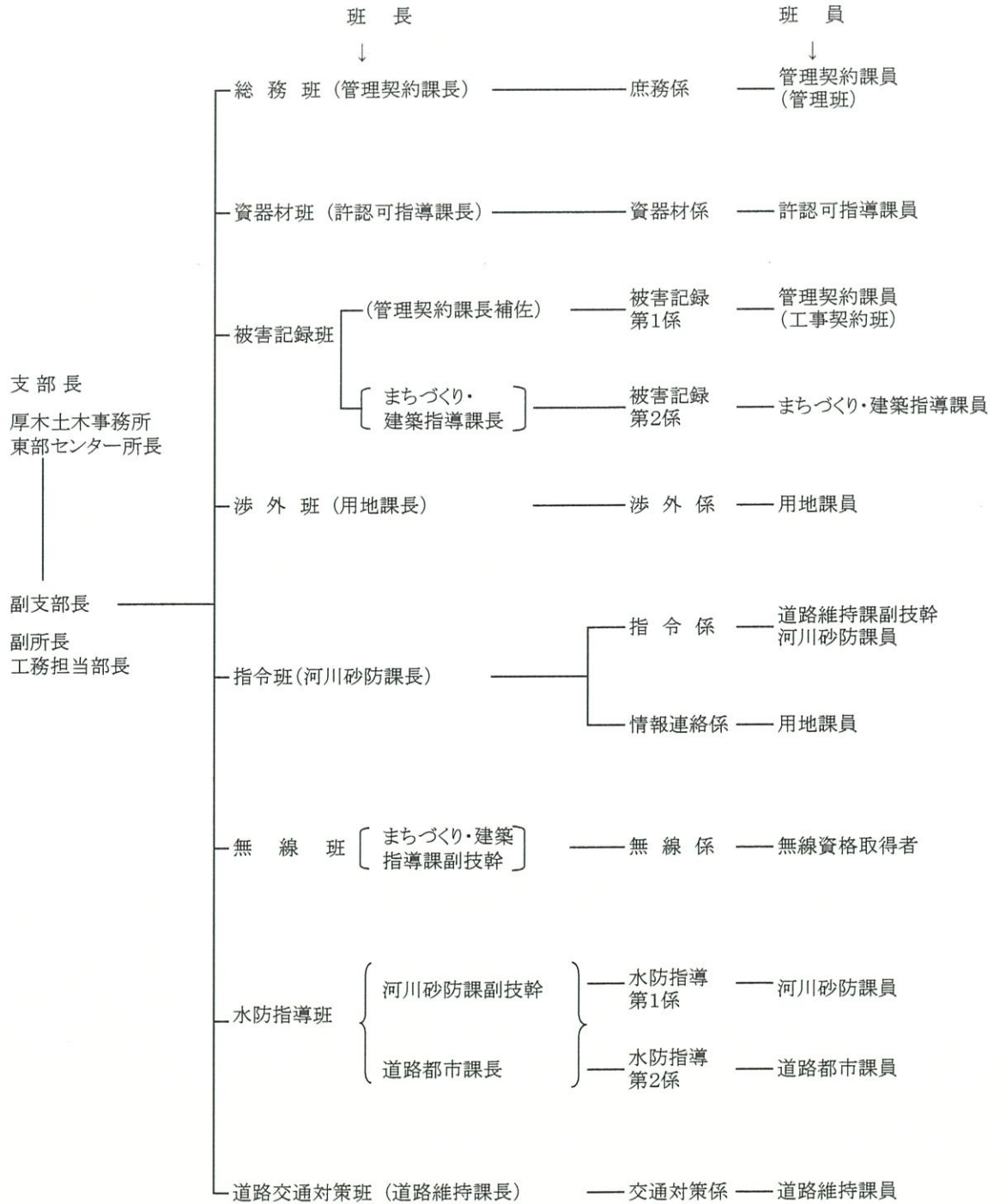


8 水防組織

(1) 組織系統



(2) 水防事務分掌

支部の事務分掌は次のとおりとする。

(総務班)

庶務係 水防支部要員の決定並びに召集、給食、自動車の配備、水防事務の取りまとめ、立案、報告等

(資器材班)

資器材係 水防資器材の整備調整、輸送、受払及びその事務

(被害記録班)

被害記録第1係・第2係

水防時における河川、道路等の被害の収集取りまとめ及び関係諸機関への報告等

(渉外班)

渉外係 公用分担の指導、現地連絡、対外的報道関係

(指令班)

(ア)指令係

状況の把握及び判定並びに水防警報、立退き指示の立案及び発言、洪水予報の通知、その他支部長が特に認めた事項の伝達

(イ)情報連絡係

洪水予報等気象情報の受信記録、テレビ、ラジオの情報記録、雨量水位その他報告事項等の情報収集並びに記録取りまとめ及び報告等

(無線班)

無線係 水防時における無線等の通信に関すること

(水防指導班)

水防指導第1係・第2係

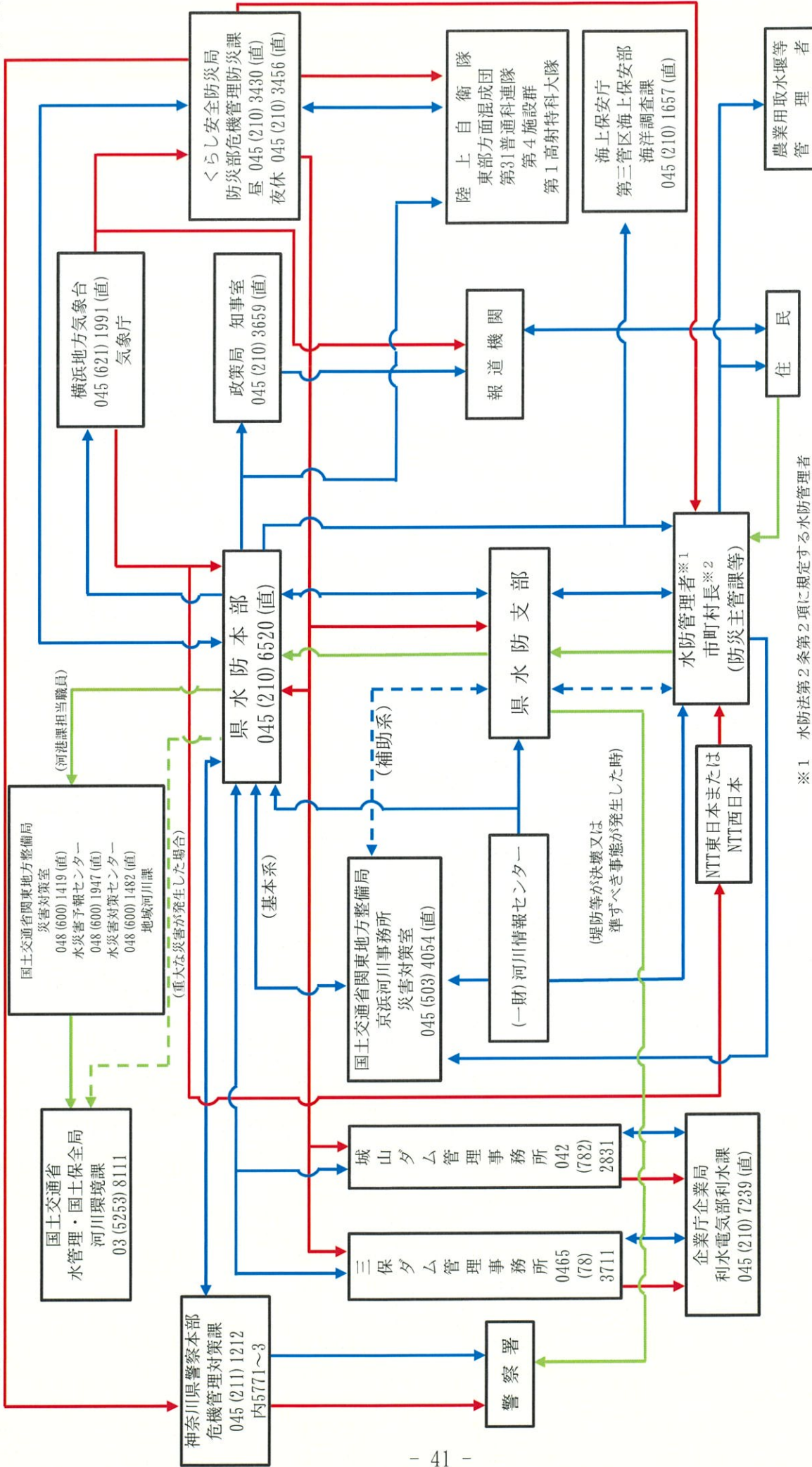
水防時における管内の巡視、水位記録の収集及び水防作業の現地指導

(道路交通対策班)

交通対策係 水防時における道路交通の情報の収集及び確保等

水防時における通信連絡基本系統図
(基本情報連絡関係) [その1]

令和6年4月1日



※1 水防法第2条第2項に規定する水防管理者
 ※2 水防法第13条の4に規定する関係市町村の長

- 凡例
- 気象関係通報
 - 水防警報・氾濫危険情報等の通報
 - 特殊事項の通報 (河川等の災害発生の際 (水防時における緊急事項は、NHK横浜放送局、ラジオ日本、テレビ神奈川 F.M.Yokoハマを通じて一般に周知されるようになっていいる。))

(4) 城山ダム放流通報連絡系統図 (水防関係)

